



令和3年10月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和3年10月27日(水) 午後13時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 11番 沼田 浩子 委員
議席番号 12番 佐藤 弘子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出に
ついて
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理
について
報告第2号 農地形状変更届の受理について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
欠席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
出席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
出席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	10	中原 義行	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
出席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
出席	16	酒井 智恵子	
欠席	17	齊藤 正人	
出席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>皆さんお疲れ様です。定刻になりましたので、10月の農業委員会を始めさせていただきます。本日、増山農業委員さんが少し遅れるという連絡をいただいております。また、欠席の関係では、高橋農業委員さんと齊藤農業委員さんより連絡をいただいておりますので、お願いいたします。</p> <p>それでは松永会長挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>ご苦勞様でございます。暑かった秋もようやく平年並みの温度になったというところで、早々に霜の便りも聞かれるのではないかと感じております。水稻の取りもすべて終わって、冬の越冬準備に最後の畑の整備等をされているということで忙しい時期とは思いますが、出席いただきましてありがとうございます。コロナウイルスについてはいつも言っておりますが、ここで残念なことに飯山市で続けて感染者が出ていること、中野市の学校の集団感染でクラスターが起きたのではないかとということ、県内の発生のあらかたが北信地方だということです。長野市と松本市では連続で0件という状況の中で、もうひと踏ん張り気を付けなければならない時ではないかと思っております。15日に県の常設審議会がありまして、農水省の令和4年の概算要求の概要が伝えられましたので、お知らせしておきます。令和4年の概算要求は、令和3年度予算額2兆3,050億円に比べて16%増の2兆6,842億円となっております。特徴的には重点事項として生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施。②として5兆円目標の実現に向けた出力強化、食品産業の強化。③として環境負荷の軽減に示す緑の食料システムの戦略の実現に向けた政策の推進。④としてスマート農業DXの推進。⑤として食の安全と消費者の安全確保。⑥農地の最大限の利用と人の確保・育成・農業農村・・・⑦農産物産品の活性化、となっております。いろいろありますが、農業委員会関係の予算でございます。</p> <p>農地中間管理機構の関連予算で、中間管理機構の事業61億8,800万ということで、前年度30億5,400万円増。遊休農地解消緊急対策事業、これは新規で18億600万円。機構集積協力金交付事業15億6,900万円増の50億5,400万円。機構集積支援事業として7億600万円増の34億700万円。遊休農地の意向調査、所有不明地の関係調査、人・農地プランに向けた話し合い等でございます。農業委員会の関係では、農業委員会交付金47億800万円。前年同額です。ここ5年程同額です。農地利用最適化交付金51億7,600万円前年同額。農業者年金の推進をそれぞれお願いしておりますが、農業者年金に国がどれくらい出しているのかということですが、農業者年金事業として188億7,700万円。前年比12億550万円の増です。特例付加年金助成補助金9億3,200万円。去年より7,500万円減。農業者年金給付費等負担金1,179億4,500万円。前年比13億3,100万円の増。独立行政法人農業者年金運営費41億6,600万円。前年比3億6,000万円。これを見ますと、農業者年金は相当な金額を国がつぎ込んでいるということでもあります。有意義な農業者年金の推進をお願いいたします。</p> <p>今日はこの後学習会ということで、農業会議の森住さんにおいでいただ</p>



<p>議 長</p>	<p>いて講演を願いますが、それまでに終わるようにご協力をお願いします。</p> <p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>欠席委員は、高橋委員、齊藤委員、の2名です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。</p> <p>それでは、議席番号11番 沼田委員さん、12番 佐藤委員さんをお願いいたします。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、1議案4件です。</p> <p>議案第1号について、受付番号30番から32番は所有権の移転、33番は貸借権に関する件になります。</p> <p>【 所有権移転 受付番号29番～32番 貸借権 受付番号33番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>受付番号29番から33番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました</p> <p>それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。</p> <p>30番の補足説明をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>譲渡人さんの住所は東京都になっていますが、自分では耕作はされていません。周りの方に作ってもらっているわけではありません。譲受人さんご本人は農業をされていませんが、ご両親がご健在で実質ご両親が管理されるということです。ゆくゆくは息子さんが耕作したいと考えているそうです。問題はありませんのでよろしくお願いします。</p>



議 長	3 1 番 3 2 番補足説明お願いします。
7 番	3 1 番譲受人さんは、こちらに移住してこられまして、譲渡人さんの旧宅を購入されました。今リフォーム中です。敷地に付随する農地を購入したが農家はしたことがなく、家庭菜園を一生懸命やりたいとのこと。いずれ野菜を使ってカフェをやりたいという話をしていました。 3 2 番譲受人さんは、奥さんが農業を真剣にやっておられます。
議 長	3 3 番補足説明お願いします。
1 5 番	貸人借人は父と息子です。耕作をしているのは父親ですが、高齢なこともあり経営が苦しくきつい。農業者年金の関係をすすめており、特に問題はないかと思えます。
議 長	ご意見ご質問等がありましたらお願いします。
1 1 番	3 3 番ですが、貸人さんがご自身で耕作されるという意思なのか、自分のものになったけれど今貸していて誰かが耕作しているという状況なのでしょう。
1 5 番	父親が農業者年金を受給していて、経営移譲年金ということですので、息子に経営移譲したというかたちなので。耕作は父親がする。これからはわからないが、あと1, 2年はできると。十分検討しながら考えていくということ。
1 1 番	農業者年金の関係ということですが、いずれにしても引き続き耕作してくれる人がいるということですね。
事務局	特定処分農地ということで、売買の予定の特処農地を外すため再設定をしています。来月外した農地について3条の売買の議案を出します。
議 長	他にないようでしたら採決をいたします。 受付番号3 0 番から3 3 番について議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」議案のとおり許可することで賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号は原案とおりに決定しました。



議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」内容が関係しているため議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を合わせて事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第4条の許可申請は1件。 【受付番号 11番 議案書をもとに朗読と説明】 農地法第5条の許可申請は2件。 【受付番号 11番12番 議案書をもとに朗読と説明】
20番	補足説明します。 4条5条で申請されているところへ農機具置き場を作りたいとのことです。そこへ入っていく道が4条申請。ハウスの東側にあり、その脇に自社所有の土地があって、これを通路にしたい。これがないと奥に入っていけないので、特に問題はないと思います。
議 長	ご意見ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。 それでは第4条のみ採決をとります。 議案第2号「農地法第4条の許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 では議案第3号農地法第5条の補足説明。
20番	11番の借人〇〇については、先ほどのとおりで農機具を集約してここに置きたいとのことです。面積はちょっと大きいですが堤防を建てる計画があるようです。
議 長	12番補足説明をお願いします。
4番	貸人〇〇さんは〇〇町の方。借人〇〇さんは現在〇〇市にお住まいで飯山に勤めていて、実家近くに住宅を建設することになった。第2種農地ということで5条申請には全く問題ないと思います。
議 長	ご意見ご質問等ありましたらお願いします。
11番	けだしの部分の申請が来月ということで、申請が別々になってしまった経過はどうなのか。



事務局	一緒に申請しないかという話がありましたが、昔の登記の関係で、分筆が必要なことや交換していた土地の登記がうまくされていないことなどから一度整理をしたいとのこと。
議長	他にありませんか？ それでは採決いたします。議案第3号 農地法第5条の許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続いて議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【受付番号 2番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	2番の補足をお願いします
6番	現地を見てきましたが、野沢菜が作ってありました。
議長	ご意見ご質問等ありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定されました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」 報告第2号「農地形状変更届の受理について」 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですので、それぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。
11番	今回の4条の取消のようなことが後々出てくると、農地に関しては自分で勝手にいろいろできないという周知ができていない部分があると思います。農業委員さんは、農地に関しては農林課で相談をするように指導して



議 長	<p>いただけるようにお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>
-----	--



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

1 1 番 _____ 沼田 浩子

1 2 番 _____ 佐藤 弘子